



回覧印座

建災防だより

5月号

令和5年5月1日

建設業労働災害防止協会香川支部
〒760-0026 高松市磨屋町6-4

TEL : 087-821-5243 FAX : 087-821-5229

Eメール: info@kensaibou-kagawa.jp

ホームページ: <https://kensaibou-kagawa.jp>

検索方法: 建災防香川 (けんさいぼうかがわ)

1. 新任事務局長挨拶

4月1日より新任の事務局長として勤務しております岡川正夫と申します。68歳で建築の出身です。現役時代は現場の施工管理を37年、営業を8年経験しました。最近では建災防香川支部におきまして、6年ほど安全指導者として技能講習等の講師及び安全衛生パトロール等を担当しておりました。安全衛生の資格としまして、労働安全コンサルタント(建築)労働衛生コンサルタント(衛生工学)を取得しております。



会員の皆様に役立つ情報をタイムリーにお届けできますよう取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

2. 労働災害の発生状況について

令和4年の全国における労働災害発生状況(令和5年2月末現在)は、死亡者数は全産業で758人(前年同期比▲73人、8.8%減少)建設業では273人(前年同期比▲10人、3.5%減少)です。休業4日以上の死傷者数は275,733人(前年同期比+128,877人、87.8%増加)建設業では16,998人(前年同期比+1,163人、7.3%増)です。死亡災害は減少しましたが休業災害は増加しています。

香川県下(確定値)においては、死亡者数は全産業で6人(前年同期比▲5人)建設業では2人(前年同期比▲1人)、休業4日以上の死傷者数は2,309人(前年同期比+983人)建設業では138人(前年同期比▲18人)です。

香川県における建設業の死亡災害は平成25年、令和元年に“ゼロ”を達成していますが、その後令和2年は2件、令和3年は3件、令和4年は3件の発生となっています。

令和5年の全国の労働災害発生状況(令和5年3月速報値)は、死亡者数は全産業で85人(前年同期比▲43人、33.6%減少)建設業では25人(前年同期比▲9人、26.5%減少)です。休業4日以上の死傷者数は19,045人(前年同期比+2,545人、15.4%増加)建設業では1,347人(前年同期比▲478人、26.2%減少)です。

香川県下においては、死亡者数は全産業で0人(前年同期比▲4人)建設業でも死亡者数は0人です。休業4日以上の死傷者数は293人(前年同期比+96人)建設業では20人(前年同期比▲8人)です。建設業での災害減少を継続していくために、労働災害を起こさないために、労働安全衛生の基本を守るようお願いいたします。

3. 新人研修会を開催しました

好評だった昨年に続き、今年も新人研修（有料）を開催しました。36名のフレッシュマンを対象に建設現場での安全衛生の取り組み、心がまえについてさまざまな角度から講義内容を考え開催しました。今年は**現役の女性現場監督を講師**に迎え「現場での経験を振り返って」の講話をしてもらいました。質問も多く飛び交い、充実した研修会だったのではと思っています。来年度もより充実したものになりたいと考えています。

日時：2023年4月5日 8：30～17：30 場所：香川県建設会館

※次回は中堅社員研修会を8月10日に予定しています。



講義中



講義中



グループ討議中



グループ討議中



発表の様子



最優秀グループの皆さん

3. 令和5年度の会員研修会を実施しました

今年も、**西讃地区** 4月12日（水）、**中讃地区** 4月14日（金）、**長尾地区** 4月18日（火）、**高松地区** 4月20日（木）、**小豆地区** 4月25日（火）と各地区で実施することができました。多くの会員の皆様に参加していただきありがとうございました。

各監督署の署長、土木事務所の次長、土地改良事務所の次長、各監督署の安全衛生担当、そして助成金センターのアドバイザーの方々に労働行政及び公共事業の執行状況及び現場における労働災害防止並びに労働災害防止対策等の講話をしていただきました。

建災防からは、令和5年度の技能講習や特別教育等の講習スケジュールや、昨年の労働災害分析、労働安全衛生法の違反状況の分類や、災害事例集等、労働災害防止を図る為に、現場において役立つと思われる資料について説明をしました。この会員研修会は、労働災害防止活動としての重要な行事であるため、今後も内容充実に努めたいと思っています。今後も多くの方の参加をお願いいたします。



中讃地区



西讃地区



長尾地区



小豆地区

4. 熱中症を予防しましょう！！

令和5年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施について

香川労働局

これから迎える暑さに対し病院に搬送されることが無いように、適切な熱中症対策を実施し働きやすい快適な職場環境造りに努めて頂くようお願い致します。

今年度は、5月連休明けより暑い日が続くと思われ、熱中症が起き易くなっております。熱中症予防教育を行い熱中症から作業員を守りましょう。

令和5年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

期間：令和5年5月1日から9月30日まで

7月を重点取組期間とする

STOP！熱中症
クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。

労働災害防止キャラクター
チューイカン吉

準備期間：4月
キャンペーン期間：5月～9月
重点取組：7月

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R5.2)

5. 技能講習等のWeb 予約を開始いたします。

会員の皆様の利便性向上のためWeb 予約システムを導入しました。
(今までは予約はできませんでした)

【 ①、利用者登録について 】

STEP1-1. 利用者登録

●[Web予約]で利用者登録 ※初めての方のみ

・トップページの[Web予約]をクリックします。

※5月10日～5月17日までは、ホームページの[お知らせ]から利用者登録ができるようになります。

・講習会のWeb予約は5月18日から開始します。予約ができる講習は、8月18日以降開催の講習会になります。

・Web予約は講習日の3カ月前から受付します。



【 ②、Web 申込方法について 】

STEP2-1. 予約手続き

●[Web予約]で予約手続き

・トップページの[申込方法]をクリックします。

・講習会のWeb予約は5月18日から開始します。予約ができる講習は、8月18日以降開催の講習会になります。

・Web予約は講習日の3カ月前から受付します。



※すべてがWeb 予約に変わるわけではありません。今まで通り予約せずに申込みもできます。

6. 適格請求書発行事業者の登録番号について

- ・ 2023年10月から開始されるインボイス制度に備え次のとおりお知らせいたします。

- ・ 当支部の適格請求書発行事業者の名称

建設業労働災害防止協会

- ・ 当支部の適格請求書発行事業者の登録番号

T5010405001851

- インボイス制度の運用開始にあわせ、請求書・領収書に登録番号を表示いたします。
- 国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトでもご確認いただけます。

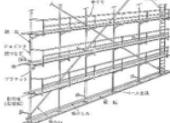
7. 労働安全衛生規則の一部改正(足場等からの墜落・転落防止措置関係)の予定について

「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」報告書の概要によると、

労働安全衛生規則改正案について（諮問事項）

1 一側足場の使用範囲を明確化

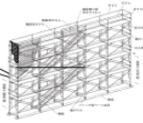
主に狭い現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（※）ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないとするもの。



一側足場の例（（一社）仮設工業会より提供）



本足場の例（（一社）仮設工業会より提供）



（※）令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

4 施行日等

公布日：令和5年3月（予定）
施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

2

8. その他

行政からのお知らせはホームページの最新情報・リンク(右上)から、また5～7月開催の講習予定はホームページの近日開催からご覧ください。